

氷見市観光情報センター指定管理者募集要項

氷見市観光情報センターの指定管理者(施設を管理運営する団体)を募集します。

1 施設の概要

(1)名称

氷見市観光情報センター

(2)所在地

氷見市北大町25番5号

(3)施設の沿革、役割等

氷見市の観光情報の提供や食文化の発信を行うとともに、観光旅行者と市民との交流の促進を図り、もって観光の振興及び市民の文化の向上に寄与するため、設置されたもの。

(4)施設概要(規模、構造等)

敷地面積 約33.05㎡

附帯設備 観光情報提供用テレビ、観光案内地図パネル等

2 指定管理者が行う管理の基準

(1)センターの開館時間は、午前8時30分から午後6時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(2)センターの休館日は、1月1日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(3)関係法令及び条例・規則の規定を遵守すること。

(4)施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

(5)業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

※管理の基準に関する細目事項は、協議の上、協定で定めます。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1)センターの維持管理に関する業務

(2)前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 指定(予定)期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)とします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

5 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること(※個人での応募はできません。)

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと
- (2) 氷見市から指名停止措置を受けていないこと
- (3) 氷見市税を滞納していないこと
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと
- (5) 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領の排除措置の該当事項に該当しないこと
- (6) 観光案内並びにひみ番屋街の管理運営に精通していること

6 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書【様式第1号】
- (2) 氷見市観光情報センター指定管理者事業計画書【様式第2号】及び氷見市観光情報センター管理業務収支予算書【様式第3号】
- (3) 代表者等名簿【様式第4号】
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類（法人以外の団体は会則等）
- (5) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (7) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (8) 氷見市税の納税証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

7 事業規模

氷見市観光情報センターの管理運営に係る経費については、以下の金額を目安とし、事業成果が見込める場合等には事業規模の拡大を認めますので、それを踏まえて申請の際の事業計画、収支予算を策定してください。なお、必要な経費については、物価上昇等を考慮して見積もることとし、その際の物価上昇率は3%を基準として見積もってください。

＜参考金額＞（氷見市負担額。消費税及び地方消費税を含む）
令和7年度 3,665,598円

8 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和7年10月10日（金）まで
- (2) 受付方法 質問票【様式第5号】に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。

9 申請書提出先及び提出期間

(1)提出先 氷見市産業振興部商工観光課

〒935-8686 富山県氷見市鞍川1060

(2)提出期間 令和7年10月20日(月)まで(土・日曜日、休日は除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとします。

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時15分までに必着のこと。

※ 電子メール、FAXでの提出は認めません。

10 選定方法

次に掲げる要件を満たすもののうちから、総合的な評価に基づいて指定管理者の候補者を選定します。

(1)市民の平等利用が確保されるものであること

(2)事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること

(3)当該指定管理者の指定の申請をした法人その他の団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること

(4)地域の雇用の創出(確保)及び地域住民との協働に資するものであること

11 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

12 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

(1)申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき

(2)記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(3)申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(4)虚偽の内容が記載されているもの

(5)その他、不相当と認められるもの

13 選定の時期

令和7年11月中の選定を予定しております。

14 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

15 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

(1)指定管理者は、氷見市議会の議決を経て決定(指定)されます。

(2)指定に当たっては、市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る委託料は各会計年度の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

16 その他

- (1)提出書類はお返しできません。
- (2)提出された書類は必要に応じ複写します。(当該書類は、指定管理者の選考及び指定に関する事務に使用します。)
- (3)提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

17 様式

- (1)指定管理者指定申請書【様式第1号】
- (2)氷見市観光情報センター指定管理者事業計画書【様式第2号】
- (3)氷見市観光情報センター管理業務収支予算書【様式第3号】
- (4)代表者等名簿【様式第4号】
- (5)質問書【様式第5号】

<問い合わせ先>

氷見市産業振興部商工観光課

電 話 0 7 6 6 - 7 4 - 8 1 0 6

F A X 0 7 6 6 - 7 4 - 4 0 0 4

E-mail syoukougankou@city.himi.lg.jp